

付5 調査票の記入のしかた

平成26年11月改訂

労働力調査

基礎調査票の記入のしかた (2か月目の調査では、調査員が「氏名」を記入してお配りします。)

総務省統計局

労働力調査は、「統計法」という法律に基づいて行われています。「統計法」では、正確な統計を作成するために、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

あなたの世帯にふだん住んでいる人について、月末現在（ただし、12月は26日現在）で記入してください。

調査の対象	<p>ふだん住んでいる人とは、月末現在（ただし、12月は26日現在）あなたの世帯にすでに3か月以上住んでいる人、又は3か月以上にわたって住むことになっている人をいいます。</p> <p>記入しなければならない人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 ・住み込みの雇い人 ・間借り人又は同居人 	<p>(注) 次のような場合は、それぞれ別の基礎調査票に記入してください。</p> <p>間借り又は同居している人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身で間借りしている人や、単身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。 ・家族と一緒に間借りしている場合、その家族ごとに別の基礎調査票に記入します。 <p>寄宿舎・独身寮などに住んでいる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいる寄宿人・寮生は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。
	<p>(注) ・旅行や出張、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出張先で調査されます。</p> <p>・病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。</p>	

調査の期日および期間	<p>調査月の末日（ただし、12月は26日）現在で15歳以上の人については、月末1週間（ただし、12月は20～26日）に少しでも仕事をしたかどうか、何日及び何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたか、また、1か月間に何日仕事をしたかなど、ありのままの状態を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この1週間に、ふだんしている仕事をした人は、その仕事について記入してください。 ○ ふだん仕事をしていない人が、この1週間にたまたま臨時の仕事をした場合、その仕事について記入してください。 ○ ふだんは会社に勤めている人が、この1週間は勤め先を休んで、自家の農仕事を手伝った場合、その仕事について記入してください。
------------	---

調査票の記入にあたって	<p>調査票は、機械にかかえますので、汚したり、丸めたり、最初に折られている以上に折ったりしないでください。記入は必ず黒鉛筆又はシャープペンシルをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インクやボールペンは、黒色でも使用しないでください。 ○ 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入しなおしてください。 <p>○ マークを記入する欄は、当てはまる○を●のように濃くぬりつぶしてください。</p> <p>○ 数字は、下の例のように、枠内に1文字ずつ、右づめで記入してください。</p> <p>《数字の記入例》</p> 
-------------	--

おぼえ書き欄

[この欄は、調査票の第2面㊦欄に月末1週間（ただし、12月は20～26日）に仕事をした時間を記入する時のおぼえ書き欄として適宜利用してください。]

氏名		時間	時間	時間	時間	時間	時間	記入例	
毎日の仕事を した時間	1日目	月 日 ()	時間 : 分	1日目	時間 : 0				
	2日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	2日目	7:00
	3日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	3日目	:15
	4日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	4日目	6:00
	5日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	5日目	:0
	6日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	6日目	7:00
	7日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	7日目	7:00
	1週間の合計		:	:	:	:	:	合計	27:15

第2面～第4面を参考にして 調査票に記入してください

[基礎調査票 第2面の記入例]

おまじに仕事 通学・家事などのかわらに仕事及び仕事を休んでいた人が記入する欄

11月 12月

⑧ 月末1週間に仕事をした日数と時間
 ・副業・内職・臨時の仕事などした時間も すべて含めてください
 ・欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください
 「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください

仕事をした日数 5日
 仕事をした時間 48時間

⑨ 当月の1か月間に仕事をした日数
 当月の1か月間に 21日

⑩ 従業上の地位
 ・常雇の人(無期の契約)とは、雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます
 (定年までの場合は、無期の契約とします)
 ・常雇の人(有期の契約)とは、雇用契約期間が1年以上の人をいいます
 ・臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます
 ・日雇の人とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます
 ・自営業とは、個人経営の商店主や農業主などをいいます
 ・内職とは、自宅での賃仕事をいいます

雇われている人のうち
 会社などの役員
 自営業主
 内職の手伝い
 常雇の人
 臨時雇の人
 日雇の人
 パート
 アルバイト
 正雇の職員

⑪ 勤め先における呼称
 ・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください

⑫ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容
 ・その他には、官公庁・公社・私立学校・医療法人・社会福祉法人・非営利法人(NPO)・その他の法人・団体などが含まれます
 ・仕事をしている事務所・工場・店などの名称及び事業の内容をくわしく書いてください
 ・労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先について書いてください

⑬ 本人の仕事の内容
 ・本人の仕事の内容をくわしく書いてください

⑭ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数
 ・本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業者総数(パートなども含む)を記入してください
 ・国営・公営の事務所に雇用されている人は官公庁などとします

個人 会社 その他
 ○ ○ ○
 ○ ○ ○

「(株)秋本機械」
 印刷機械製造
 金属旋盤工

1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など
 5 5 5 5 5 5 5 人
 4 9 29 99 499 999 以上
 人 人 人 人 人 人 人

・短い時間でも、仕事をした場合は1日とします。
 ・夜勤などで日付をまたいで仕事をした場合は、それぞれの日に仕事をしたとします。

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
9:00~17:00		23:45~7:00		9:00~17:00	9:00~17:00	
←仕事→		←仕事→		←仕事→	←仕事→	

このような勤務時間の場合は5日とします。

・仕事をした時間を時間単位で書いてください。
 ・時間の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

・ここでいう雇用契約期間とは、働き始めてからの通算期間ではなく、現在の雇用契約に定められている雇用期間をいいます。
 ・二つ以上の仕事をした人は、一番長い時間した仕事についてだけ記入してください。
 ・仕事を休んでいた人は、その休んでいた仕事について記入してください。

・勤め先が本社や本店とは別のところにある工場・支店などの場合は、その工場・支店などの名称まで書いてください。
 ・労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣先の事業所の名称を書いてください。

・「事業の内容」及び「本人の仕事の内容」については、第4面にある記入例を参考にして記入してください。

・農家や商店など個人経営の場合は、業主自身のほかに家業を手伝っている人も含めます。
 ・労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣先の従業者数を記入してください。

電話番号
123-4567-8901

わからないことがあった場合、問い合わせに利用させていただきたいので、できるだけ記入してください。

⑧ 月末1週間に仕事をした日数と時間
 ⑨ 当月の1か月間に仕事をした日数

- 本業のほか副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをした日数と時間もすべて含めます。ただし、自分の家の家事・無報酬の奉仕作業(ボランティア)などした時間は含めません。
- 仕事をした時間については、次のようにします。
 - ・会社などに勤めている人は、残業や早出をした時間もすべて含めます。ただし、通勤時間・食事の時間・休憩時間などは含めません。
 - ・商店などで就業時間がはっきり決められない時は、開店から閉店までの時間から、業務に関係ない時間(食事や休憩などの時間)を差し引いて仕事をした時間を計算してください。
 - ・農業の仕事をした時間には、耕作・除草・脱穀などももちろん肥料の運搬・農機具の手入れなど農業経営に直接つながる作業をした時間もすべて含めます。

毎日の仕事をした時間について第1面にある「おぼえ書き欄」を利用してください。

⑩ 従業上の地位

- 「自営業主」とは、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・家政婦などをいいます。ただし、会社組織になっている商店などの経営者は、自営業主とはしないで、会社などの役員とします。
- 「自家営業の手伝い」とは、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。給料・賃金をもらっている場合は、家族であっても、「雇われている人」とします。

⑪ 勤め先における呼称

- ⑩ 従業上の地位」欄で「雇われている人」(常雇の人(無期の契約)、常雇の人(有期の契約)、臨時雇の人、日雇の人)と答えた人が記入します。
- 勤め先における呼称は、勤め先における呼ばれ方によって記入します。
 - ・「正規の職員・従業員」とは、勤め先で一般職員あるいは正社員などと呼ばれている人をいいます。
 - ・「パート」、「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいいます。
 - ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣される人をいいます。労働者派遣事業所の派遣社員は、他に当てはまるものがあったとしても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。
 - ・「契約社員」とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある人をいいます。
 - ・「嘱託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

⑬ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数

- 個人経営の商店や農家などの場合、従業者数には自営業主も忘れずに含めてください。
- 農家や建設会社など、季節により従業者数が増減する場合には、現在の従業者数を記入してください。

「勤め先・業主などの名称」, 「事業の内容」 及び 「仕事の内容」 の書き方

【勤め先・業主などの名称】

- 勤め先が本社や本店とは別のところにある工場・支店などの場合は、その工場・支店などの名称まで書いてください。
- 官公庁に勤めている人は、所属する部課名まで書いてください。
- 公共職業安定所（ハローワーク）や民間の職業紹介所などを通して仕事をした場合でも、実際に雇われている事業所の名称を書いてください。

【事業の内容】

- 勤め先が支店・出張所・営業所などの場合は、その支店・出張所・営業所などで行っている事業の内容を書いてください。
- おもな製品又は取扱商品の種類、製造か修理かの別、卸売か小売かの別がよく分かるように書いてください。単に「製造業」、「修理業」、「商業」、「販売業」などのおおまかな書き方をしないでください。
- 二つ以上の種類の異なった事業を営んでいる場合は、おもな事業を一つだけ書いてください。
- 官公庁で公営企業・収益事業などを行っている部局の場合は、その事業の内容が分かるように書いてください。

【仕事の内容】

- 二つ以上の種類の異なった仕事をしている人は、おもな仕事の一つだけ書いてください。
- 製造や修理などの技能的な仕事と販売の仕事の両方を行っている人は、技能的な仕事のほうを書いてください。
(例) 靴の修理と販売……靴の修理業の調剤と販売……業剤師
- 経営者で経営管理以外の仕事にも直接従事している人は、その直接従事している仕事を書いてください。
(例) 食堂の経営者で調理人……調理病院の院長で外科の診療……外科医師
- 労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣先で自分が実際にしている仕事を書いてください。

	農 業	林 業	漁 業	食料品製造業	衣服製造業	化学工業	金属製品製造業	生産用機械製造業	電気機械製造業
勤め先・業主などの名称	※	大山生産森林組合	※	(株)三田食品	(株)西田縫製 今井工場	(株)四国肥料 今治工場	(株)東南金属 川崎工場	(株)秋本機械	新日本電機(株) 埼玉工場
事業の内容	米	作 育 林 業	かつお一本釣り	水産缶詰の製造	婦人服製造	硫 安 製 造	銅合金鋳物製造	印刷機械製造	ビデオカメラ製造
仕事の内容	稲作農耕者	山林の手入れ	かつお漁師	缶詰の検査	ミシン縫製工	化学肥料製造技師	銅合金鋳物工	金属旋盤工	工場長

※農家・漁家などで、名称がとくにない場合は斜線を引いてください。

	電子部品製造業	印刷業	新聞業	情報サービス業	鉱 業	建設業	電気業	ガス業	水道業
勤め先・業主などの名称	横浜電子工業(株)	(資)平野印刷	(株)東京新報 本社	(株)日本情報 サービス	(株)大井興業	(株)沼田工務店	(株)東部電力 清水発電所	(株)大洋ガス 岩井営業所	東京都水道局 給水部配水課
事業の内容	プリント回路板製造	オフセット印刷	新聞発行業	情報処理サービス業	砂利採取業	木造建築工事	電力供給業	都市ガス供給業	上水道業
仕事の内容	プリント配線工	写真製版工	取材記者	データエントリ	砂利の採取	建築大工	変電保守員	営業事務員	総務事務員

	鉄道業	道路貨物運送業	不動産業	飲食店	宿泊業	介護事業	洗濯業	美容業	
勤め先・業主などの名称	若松電鉄戸山駅	(株)関原運送 神田営業所	(有)宮崎不動産	(有)一茶庵	あつたか弁当(株)	つ た や	(有)まごころ ケアサービス	山田ランドリー	ビューティ 美容院
事業の内容	鉄 道 業	貨物自動車運送業	土地・家屋の仲介	そ ば 屋	持ち帰り弁当屋	旅 館	訪問介護業	クリーニング	美 容 院
仕事の内容	旅 客 係	荷 物 の 宅 配	アパートの仲介	調 理	販 売 員	客 室 係	ホームヘルパー	アイロン仕上げ	美 容 師

	旅行業	広告業	スポーツ指導	レンタル業	個人商店(卸売業・小売業)	中古品小売業	個人経営の工場
勤め先・業主などの名称	(株)東部観光 川部営業所	(株)秀峰堂 名古屋支社	城南スイミング クラブ	と も だ ち	伊 沢 商 店	山 口 屋	リサイクル ショップ
事業の内容	旅行の企画・販売	広告代理業	水泳教室	ビデオのレンタル	文具具卸売	豆腐製造小売	*中古家電小売
仕事の内容	ツアーコンダクター	パソコンオペレータ	インストラクター	レンタルビデオ受付員	*卸売店経営	豆腐の製造	販売店員

※経営管理だけしている店主の例

【*中古品の小売は、主に小売する中古品の種類がわかるように書いてください】

	商社会社	警 備	事務代行	銀行	保険会社	病院	福祉施設	学 校	研 究 所
勤め先・業主などの名称	(名)光商事	川口総合警備	(株)日進人事 サービス	(株)栄銀行 新宿支店	(相)三矢生命 小山営業所	大久保病院	養護老人ホーム 昌蒲荘	私立青山工業 高等学校	(財)大谷研究所
事業の内容	電気器具卸売	警 備 業	事務代行業	銀 行	生命保険業	病 院	老人福祉事業	高 等 学 校	薬化学研究所
仕事の内容	製品仕入外交員	ビル警備員	経理事務員	窓 口 事 務 員	保険のセールス	看 護 助 手	介 護 人	社 会 科 教 諭	薬学研究助手

	郵便局 <small>(名称は局名まで記入してください)</small>	組 合	弁 護 士	著 述 家	内 職	家事サービス業	公 社	官 公 庁 <small>(名称は部署名や出張所名まで記入してください)</small>
勤め先・業主などの名称	日本郵便(株) 新宿北郵便局	美和村 農業協同組合	永山法律事務所	※	※	※	宮城県 下水道公社	総務省統計局 総務課
事業の内容	郵便窓口業務	*農業協同組合(信用・貯蓄)	弁護士事務所	著 述 業	衣服類ボタン付け内職	家 政 婦 業	下水処理場の維持管理	国家事務
仕事の内容	窓口事務員	出荷伝票の整理事務員	弁 護 士	シナリオライター	洋服のボタン付け	家 政 婦 業	庶務事務	文書事務員

※協同組合で、信用事業又は共済事業を行っている場合は、「信用」又は「共済」と分かるように書いてください。また、信用事業又は共済事業のほかに事業を行っている場合は、「販売」などと、その事業についても書いてください。

※著述業・内職・家事サービス業などで、名称がとくにない場合は斜線を引いてください。

	派遣社員	シルバー人材センターからの派遣社員	シルバー人材センターからの紹介の場合
勤め先・業主などの名称	(株)ヤマソフト	(株)山田ビル 管理	※
事業の内容	*ゲーム用ソフトウェア構築	*マンション・アパートの管理業務	*シルバー人材センターの紹介による建物の清掃業務員
仕事の内容	*プログラマー	屋 内 清 掃	屋 内 清 掃

【*シルバー人材センターから仕事の紹介を受けている人で、名称がとくにない場合は、斜線を引いてください。また「@従業員上の地位」は「自営業主(雇い人なし)」とし、@の「経営組織」を「個人」とします。

労働力調査 特定調査票の記入のしかた

(調査員が「氏名」を記入してお配りします。)



労働力調査は、「統計法」という法律に基づいて行われています。「統計法」では、正確な統計を作成するために、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

あなたの世帯にふだん住んでいる調査月の末日（ただし、12月は26日）現在で15歳以上の
人について、**月末現在**（ただし、12月は26日現在）で記入してください。

基礎調査票から先に記入してください

基礎調査票の「⑤ 月末1週間（ただし、12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答によって、以下の欄から記入します。

- | | |
|--|---------------|
| 「おもに仕事」, 「通学のかたわらに仕事」,
「家事などのかたわらに仕事」, 「仕事を休んでいた」 | } A欄から |
| 「仕事を探していた」 | → B欄から |
| 「通学」, 「家事」, 「その他」 | → C欄から |

ふだん住んでいる人とは、月末現在（ただし、12月は26日現在）あなたの世帯にすでに3か月以上住んでいる人、又は3か月以上にわたって住むことになっている人をいいます。

調査の対象

記入しなければならない人

- ・ 家族
- ・ 住み込みの雇い人
- ・ 間借り人又は同居人

(注)

- ・ 旅行や出張、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出張先で調査されます。
- ・ 病院・療養所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。

調査票の記入にあたって

調査票は、機械にかけますので、汚したり、丸めたり、最初に折られている以上に折ったりしないでください。
記入は必ず**黒鉛筆又はシャープペンシル**でお願いします。

- インクやボールペンは、黒色でも使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入しなおしてください。

- マークを記入する欄は、当てはまる○を●のように濃くぬりつぶしてください。
- 数字は、下の例のように、枠内に1文字ずつ、右づめで記入してください。

《数字の記入例》



第2面～第4面を参考にして 調査票に記入してください

調査票の質問番号に対応する以下の解説をご覧の上、記入してください。

A 欄 仕事をした人・仕事を休んでいた人について

A 1 この1週間に仕事をした時間が35時間未満の人はその理由を記入してください

『基礎調査票』の⑧欄の仕事をした時間の答えが35時間未満の人が記入します。

- 勤め先や事業の都合の「その他」は、事業の経済活動と直接関係のない行事などの理由による場合をいいます。
- 出産や育児を目的として休暇を取った場合は、「出産・育児のため」に記入します。
- 介護や看護を目的として休暇を取った場合は、「介護・看護のため」に記入します。

A 3 今の仕事にはいつついたのですか

- 現在の仕事について記入します。同じ企業内で配置換えや転勤によって仕事が変わった場合は、配置換えや転勤の時期ではなく、その企業に勤め始めた時期について記入します。
- 以前に現在とは別の事業を営んでいた場合には、現在の事業を開始した時期について記入します。
- 該当する元号あるいは西暦に記入した上で、年及び月を書きます。

A 4 どうして今の雇用形態についているのですか

この質問は『基礎調査票』の⑩勤め先における呼称の答えを「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」と回答した人のみが記入します。

- 今の仕事について理由として当てはまるものすべてと、そのうち、おもな理由1つを記入します。
- 「自分の都合のよい時間に働きたいから」には、勤務時間の長さだけでなく、時間帯が都合に合っている場合も含めます。
- 自分で自由に使えるお金を得たい場合などは、「その他」とします。

A 5 転職などを希望していますか

- 転職などを希望しているとは、雇われている人が自分で事業を始めたいあるいは、勤め先を変えたいなどと考えている場合や自営業主や家業を手伝っている人が、勤め人になりたいあるいは、商売替えをしたいと考えている場合、今の仕事のほかに別の仕事もしたいなどと考えている場合をいいます。
- 同じ会社のなかで勤務地、職場、仕事の種類を変えたいという場合は、転職などの希望があるとはしません。
- 「実際に仕事を探している」とは、仕事の紹介を人に依頼したり、公共職業安定所に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりしている場合、又は事業を始めるための資金・資材・設備などの調達をしている場合をいいます。

A 6 今の仕事の前に何か仕事をしていましたか

- 前の仕事とは、現在の仕事以外で本業として行っていた仕事をいいます。したがって、同じ企業内で配置換えや転勤によって仕事が変わった場合は、ここでいう前の仕事には含めません。

B 欄 仕事を探していた人について

B 1 仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとっていますか

- 「公共職業安定所」(ハローワーク)には、公営の人材銀行、パートバンク(サテライト)や学生職業センターなども含めます。
- 「民間職業紹介所など」とは、有料職業紹介所、無料職業紹介所などをいいます。また、シルバー人材センターも含めます。
- 「学校」には、中学校、高等学校、短期大学、大学のほか、予備校・洋裁学校・料理学校などの各種学校や専修学校・専門学校も含めます。
- インターネットにより求職を行った場合は、その照会先について記入します。

B 2 仕事を探したり開業の準備を始めてからの期間はどのくらいになりますか

- 公共職業安定所(ハローワーク)への申込み、知人への依頼などを最初に行った日からの期間について記入します。
- 前の仕事をしている間に仕事を探し始めた場合は、前の仕事をやめた時からの期間について記入します。

B 3 この1か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか

- 過去の求職活動の結果を問い合わせた場合も「仕事を探したり開業の準備をした」とします。
- 「この1か月には全くしなかった」とは、過去に行った求職活動の結果を待っていて、今月中に全く求職活動をしなかった人が該当します。

B 4 探したり開業の準備をしている仕事はどのような仕事ですか

- 「正規の職員・従業員」とは、勤め先で一般職員あるいは正社員などと呼ばれている人をいいます。
- 「パート」、「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称と呼ばれている人をいいます。
- 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣される人をいいます。労働者派遣事業所の派遣社員は、他に当てはまるものがある場合でも、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。
- 「内職」とは自宅で、材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をいいます。

B 5 仕事につけないのはどうしてですか

- 仕事につけないおもな理由一つに記入します。
- 「求人年齢と自分の年齢があわない」とは、求人先の対象年齢が自分の年齢より低い場合(又はその逆の場合)などをいいます。
- 「自分の技術や技能が求人要件に満たない」とは、求人の要件である資格を持っていない、自分の技術・技能以上に求人の技術水準が高度である場合などをいいます。

B 6 今までに仕事をしていたことがありますか

- 「仕事」とは『基礎調査票』の⑧欄と同様に、収入を伴う仕事のことです。農家や漁家、個人経営の商店などで家業の手伝いをしていた場合は、給料の支払いがなくても仕事をしていたとします。

C欄 通学・家事・その他の人について

C1 収入になる仕事につくことを希望していますか

- 「希望している」とは、今すぐつく仕事を望んでいる場合をいいます。
ここでは、学生が将来の進路として就職を考えている場合は、「希望していない」とします。
- すでに仕事が決まっている人で、4週間以内にその仕事につくかどうかははっきりしない人は、「5週目以降につく」とします。

C2 仕事をしたいと思っながら 現在仕事を探していないのは どうしてですか

C1で「希望している」と答えた人が記入します。

C3 希望している仕事又は決まっている仕事は どのような仕事ですか

- 雇われてする仕事については、B4の説明を参照してください。
- 「内職」とは、自宅で、材料の支給を受け、人を雇わず、大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をいいます。

C4 この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

- この1年間（調査月を含め、過去1年間）に、仕事につくための活動（求職活動）をしたかどうかについて記入します。
- 求職活動とは、公共職業安定所（ハローワーク）に仕事を申し込んだり、新聞や求人情報誌の求人広告に応募したり、事業所の求人に応募したり、知人に仕事のあっせんを依頼したり、又は自分で事業を始めるための準備などをするをいいます。

C5 今仕事があれば すぐつくことができますか

- 「すぐつくことができます」とは、月末1週間（ただし、12月は20～26日）内に仕事につくことができる場合をいいます。
- C1で「すでに仕事が決まっている」と答えた人で、今すぐ仕事をしたいにもかかわらず、勤め先の都合や設備の準備などのためにやむを得ず就業日がくるのを待っている場合は、「すぐつくことができます」とします。
- すでに仕事が決まっている人で、学業、家事、旅行、趣味、病気など自分の都合ですぐつくる状況にない場合は、「すぐではないが2週間以内につくことができる」、「すぐではないが2週間より後につくことができる」のいずれかとします。

C6 今までに仕事をしていたことがありますか

- B6の説明を参照してください。

D欄 前にしていた仕事について

D1 前にしていた仕事は いつやめたのですか

- 前にしていた仕事を「過去3年以内にやめた」場合は、元号又は西暦に記入した上で、年及び月を書きます。

D2 前にしていた仕事は 勤めていたのですか 自分で事業を営んでいたのですか

- D1で「過去3年以内にやめた」と答えた人が記入します。
- B4の説明を参照してください。
- 「契約社員」とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある人をいいます。
- 「嘱託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。
- 「自営業主」とは、個人経営の商店主や農業主などをいいます。
- 「自家営業の手伝い」とは、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。
- 「内職」とは、自宅で、材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など、大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をいいます。

D3 前にしていた仕事の事業の内容

D4 前にしていた仕事の内容

- 第4面の説明及び記入例を参照してください。

D5 前にしていた仕事の勤め先・業主などの企業全体の従業者数

- 本社・本店、支社・支店、営業所、工場なども含めた企業全体の従業者数（役員やパートなどを含む。）をいいます。
- 国営・公営の事業所に雇われている人は、「官公庁など」に記入します。
- 公社、事業団などの政府関係機関の場合は、「官公庁など」ではなく、それぞれの従業者数の区分に記入します。

D6 前にしていた仕事をどうしてやめたのですか

- 前の仕事をやめたお主な理由一つに記入します。
- 事業所の閉鎖や会社倒産などが原因の人員整理、勧退退職は、「会社倒産・事業所閉鎖のため」に含めます。
- 雇用契約の期間が終了したために仕事をやめた場合は、「定年又は雇用契約の満了のため」とします。

E欄 この欄は全員の人が入力してください

E1 教育

- 「卒業」の人は、最終卒業学校（中途退学した人の場合は、その前の卒業した学校）の種類について記入します。
- ここでいう小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学などの学校には、それぞれ入学資格や在学年数が同等で、これらの学校の卒業に相当する資格が得られるものを含めます。
- 各種学校や専修学校については、入学資格や修業年限により、それに相当する学校区分に記入します。

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程 (専門学校)	新制の高校卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの(注)	大学
	新制の高校卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校
各種学校	新制の高校卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校

(注)平成18年3月までの卒業者は「短大」

- 高等学校、短期大学、大学、大学院については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校の区分に記入します。

E2 この1年間のすべての仕事からの収入(税込み)は どのくらいですか

- 毎月の給料、賃金、残業手当、チップなどのほか、期末手当やボーナスなども含めたこの1年間における仕事からの収入総額（税込み）を記入します。ただし、一時的な収入である退職金は含めません。
- 自営業の場合は、売上高ではなく、営業利益（売上高から必要経費を差し引いた額）を記入します。
- この1年間に仕事を変えたり、新たに仕事についた人は、今の仕事についた時から現在までの実績をもとにして、1年間の収入額を見積もって記入します。
この場合、前の仕事からの収入は含めません。
- 年金や保険などの給付金、財産収入などは、仕事からの収入でないため含めません。

「事業の内容」及び「仕事の内容」の書き方

〔事業の内容〕

- 勤め先が支店・出張所・営業所などの場合は、その支店・出張所・営業所などで行っている事業の内容を書いてください。
- おもな製品又は取扱商品の種類、製造か修理かの別、卸売か小売かの別がよく分かるように書いてください。単に「製造業」、「修理業」、「商業」、「販売業」などのようなおおまかな書き方をしないでください。
- 二つ以上の種類の異なった事業を営んでいる場合は、おもな事業を一つだけ書いてください。
- 官公庁で公営企業・収益事業などを行っている部局の場合は、その事業の内容が分かるように書いてください。

〔仕事の内容〕

- 二つ以上の種類の異なった仕事をしている人は、おもな仕事の一つだけ書いてください。
- 製造や修理などの技能的な仕事と販売の仕事の両方をしている人は、技能的な仕事のほうを書いてください。
(例) 靴の修理と販売……靴の修理
薬の調剤と販売……薬剤師
- 経営者で経営管理以外の仕事にも直接従事している人は、その直接従事している仕事を書いてください。
(例) 食堂の経営者で調理人……調理
病院の院長で外科の診療
………外科医師
- 労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣先で自分が実際にしている仕事を書いてください。

	農 業	林 業	漁 業	食料品製造業	衣服製造業	化学工業	金属製品製造業	生産用機械製造業	電気機械製造業
事業の内容	米	育 林 業	かつお一本づり	水産缶詰の製造	婦 人 服 製 造	硫 安 製 造	銅合金鋳物製造	印刷機械製造	ビデオカメラ製造
仕事の内容	稲作農耕者	山林の手入れ	かつお漁師	缶詰の検査	ミシン縫製工	化学肥料製造技師	銅合金鋳物工	金属旋盤工	工場長

	電子部品製造業	印刷業	新聞業	情報サービス業	鉱 業	建設業	電気業	ガス業	水道業
事業の内容	プリント回路板製造	オフセット印刷	新聞発行業	情報処理サービス業	砂 利 採 取 業	木造建築工事	電力供給業	都市ガス供給業	上 水 道 業
仕事の内容	プリント配線工	写真製版工	取材記者	データエントリ	砂利の採取	建築大工	変電保守員	営業事務員	総務事務員

	鉄 道 業	道路貨物運送業	不動産業	飲食店	宿泊業	介護事業	洗濯業	美容業	
事業の内容	鉄 道 業	貨物自動車運送業	土地・家屋の仲介	そば 屋	持ち帰り弁当屋	旅 館	訪問介護業	クリーニング	美 容 院
仕事の内容	旅客係	荷物の宅配	アパートの仲介	調理	販売員	客室係	ホームヘルパー	アイロン仕上げ	美容師

	旅行業	広告業	スポーツ指導	レンタル業	個人商店(卸売業・小売業)	個人経営の工場	商 会 社		
事業の内容	旅行の企画・販売	広告代理業	水 泳 教 室	ビデオのレンタル	文 房 具 卸 売	豆腐製造小売	金属製おもちゃ製造	自動車修理	電気器具卸売
仕事の内容	ツアーコンダクター	パソコンオペレータ	インストラクター	レンタルビデオ受付員	*卸売店経営	豆腐の製造	金属のプレス	自動車整備士	製品仕入外交員

*経営管理だけしている店主の例

	派遣社員	警 備	事務代行	銀 行	保 險 会 社	病 院	福祉施設	学 校	研 究 所
事業の内容	*ゲーム用ソフトウェア作成業	警 備 業	事務代行業	銀 行	生命保険業	病 院	老人福祉事業	高等 学 校	薬化学研究所
仕事の内容	*プログラマー	ビル警備員	経理事務員	窓 口 事 務 員	保険のセールス	看 護 助 手	介 護 人	社会科教諭	薬学研究助手

※労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の「事業の内容」及び「仕事の内容」を書いてください。
なお、「D2」前にしていた仕事は、勤めていたのでも自分で事業を経営していたのでも「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。

	郵便局	組 合	弁 護 士	著 述 家	内 職	家事サービス業	公 社	官 公 庁	
事業の内容	郵便窓口業務	*農業協同組合(信用・販売)	弁護士事務所	著 述 業	衣服ボタン付け内職	家 政 婦 業	下水処理場の維持管理	国 家 事 務	地 方 事 務
仕事の内容	窓 口 事 務 員	出荷伝票の整理事務員	弁 護 士	シナリオライター	洋服のボタン付け	家 政 婦	庶 務 事 務	文 書 事 務 員	物品出納事務員

※協同組合で、信用事業又は共済事業を行っている場合は、「信用」又は「共済」ど分かるように書いてください。
また、信用事業又は共済事業のほかに事業を行っている場合は、「販売」などと、その事業についても書いてください。